

十 監 第 30 号
令和 6 年 8 月 20 日

十日町市長 関 口 芳 史 様

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 高 橋 俊 一

令和 5 年度十日町市普通会計健全化判断比率及び
十日町市公営企業会計資金不足比率の審査の結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された、令和 5 年度十日町市
普通会計健全化判断比率及び十日町市公営企業会計資金不足比率の審査に対す
る意見を次のとおり提出します。

令和5年度十日町市普通会計健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和6年7月25日から令和6年8月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

区 分	健全化判断比率			早期健全化 基準
	令和5年度	令和4年度	増 減	
① 実質赤字比率	—	—	—	12.50
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.50
③ 実質公債費比率	13.7	12.6	1.1	25.0
④ 将来負担比率	92.7	101.9	△9.2	350.0

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は13.7％で、前年度と比べて1.1ポイント増加した。

早期健全化基準の25.0％と比較すると、これを下回り良好な状態である。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は92.7％で、前年度と比べて9.2ポイント減少した。

早期健全化基準の350.0％と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。

令和5年度十日町市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和6年7月25日から令和6年8月5日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率（下表）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

	会計名	資金不足比率			経営健全 化 基 準
		令和5年度	令和4年度	増減	
地方公営企業法 適 用 事 業	水道事業会計	—	—	—	20.0
	簡易水道事業会計	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	20.0
地方公営企業法 非 適 用 事 業	松之山温泉配湯事業 特別会計	—	—	—	20.0

※資金不足がない場合は「—」で表示される。

(2) 個別意見

いずれの会計も資金不足は生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。